メディアの技術決定過程の研究における、

「標準化」の類型

――「オープン標準」という提案――

高 柳 寛 樹

はじめに

これまで行ってきた、主にインターネットとテ レビを題材としたメディアを支える技術の、その 決定過程に関する研究(高柳:2010a)において、 必ず議論の要素となってきたのが、「標準化 (standardization)」についての考察である。「標 準化 | の研究はこれまでに多くの蓄積があり、そ の歴史は3世紀も遡る(橋本:2013)と言われて いる。これらの蓄積の中の多くを占めるのが、標 準化の「戦略」について書かれたものである。つ まり、いくつかの標準化の手段によって、経済的 優位性(原田:2010、小川:2009)、政治的優位 性 (原田: 2008、山田: 2007) 等を獲得すること の意味について触れているものである。一方で、 インターネットの根幹技術を成すTCP/IPの決定 過程の研究において、その歴史を辿る中で、今ま で議論されてきた標準化の「類型」に当てはまら ない標準化の過程があることについて触れてきた ものの (高柳: 2010a)、それを確実に類型化する までには至っていない。ただし、試みとして、こ の特殊とも言える標準化の方法を「オープン標準 (Open Standards) | と明示し(高柳:2010b)、 説明を試みたことは、最初に記しておくこととす る。ただし、「オープン標準」という言葉は、既 にITU-T (国際電気通信連合の下部組織の標準化 団体)では2005年頃から定義されている。もち ろん英文では「Open Standards」という表示で ある。1) しかし、後述するが、本論では、一定の権威のもと、トップダウンで決定・定義されたオープン標準とは、区別した「オープン標準」を述べることを試みたい。一方で、あくまでも標準化の議論とは離れて、インターネットの歴史を紐解く中で、結果的に、「オープン標準」を示唆した研究(廣瀬・古瀬:1996)があったことも前提としなくてはならない。これらの前提条件を踏まえた上で、本論では標準化の類型において「オープン標準」が存在することと、その成り立ちに触れ、また、近年経済的にも社会的にもメインストリームをいく、情報産業においては、この「オープン標準」が多用されている実態にも触れ、それが過去の歴史と未来の展望において意味することについても議論を深めたいと思う。

1. 一般的な「標準化」の二項対立モデル

標準化を議論する際に、二項対立モデルとして提示されるものが、「デファクト標準」と「ディジュール標準」である。²⁾「デファクト標準」は「事実上の標準」と書かれることが多いが、「自由市場原理の結果決まる」(高柳:2010b)もののことを言う。有名な事例としては、ビデオテープのベータと VHS の事例や、ブルーレイと HD DVD の事例がある。いずれも事実上の標準となったのは、VHSでありブルーレイであったことは歴史が証明しているが、特に近年「対決」の

様相を呈した、ブルーレイとHD DVDの事例などでは、マーケットを獲得するための「戦略」、つまり前述した、経済的優位性を獲得するための規格争いであったことは言うまでもない。一方、デファクト標準の対立軸としてあげられるのが「ディジュール標準」であるが、これは主に国際標準化機構(ISO)等で協議の上決定する国際規格などがそれである。いわば、前者は市場原理のもとボトムアップで決定していく標準であり、後者は、権威に裏打ちされたコンセンサスの中でできあがる、トップダウンの標準である。「標準化」を論ずる上で、どうしても触れなくてはならない二項対立のモデルが、この「デファクト標準」と「ディジュール標準」である。

2. いずれの標準にも分類されない標準とその標準の類型化

前述してきたような、これまでの多くの標準化 の蓄積においては、この2つに大別された標準の いずれかに属して説明されてきた。しかし、特に ここで触れておきたいのは、このいずれにも「確 実に」属さない、標準化の類型が存在し、それは、 メディア技術の決定過程の研究において炙り出さ れてきた事象が存在することである。つまり、お およそ1960年代以降、米国を中心に展開されて きた、インターネットの歴史である。インター ネット(技術的には、TCP/IPと同義と捉える) の歴史や、その原型であるパケット通信の歴史に ついては、本論で紙幅を割いて論じることは避け るが、これらの技術決定の過程を詳細に検討して いくと、それが、第3の標準化の類型であること がわかってくるのである。つまり、筆者はそれを 「オープン標準 | と呼び、「デファクト標準 | と 「ディジュール標準」とは明らかに分離して考え るべきとするポジションを取るのである。結論の 要素から引用すると下記の通りである。

ただし、インターネット以降の標準化の方

法は、この2つ³ にカテゴライズできない現象も出てきており、例えばインターネットの通信技術である、TCP/IPの標準化のプロセスなどが代表的である。これらは「中間層」と呼ばれる、権威でも、あるいはその反対概念の受け手でもない、研究者や学生など、その技術に詳しい一般人が、議論を積み重ね、結果としてコンセンサスを得た標準である。(高柳:2010b)

この様に定義付けた「オープン標準」であるが、この標準化の過程は、「オープン」という言葉とは裏腹に、極めて戦略的であり、この点は本論の中心を成す議論なので、後述することとする。ただし、その複雑性についての示唆として下記の様にも記している。

しかし、この標準4) 化の過程では技術官僚 の恣意性も排除できないため、手放しで民主 的な標準化の手法であるとは言いがたい。 (前掲同書)

つまり、筆者はまずここで、いずれの標準にも 類型化されない標準として「オープン標準」を明 確に提案し、それは「民主的な標準化の手続き」 の一貫として行われている可能性を提示し、そし て、前述の二項対立モデルから脱却し、デファク ト、ディジュール、オープン標準の3本柱が今後 の標準化の議論で必要な要素であると考えるので ある。

3.2つのオープン標準

さて、本論の前半で論じなければならない重要な事項の一つとして、ITU-Tが定めた「オープン標準」と 2. でその要素を提示した、つまり、筆者が本論で論じようとしている「オープン標準」が論理的に分離可能かどうか、という点である。

そもそも、1.の説明で分かるとおり、ISO等の国際機関等がその「権威」をもって、定めた「トップダウン」の標準化は、標準化の歴史の中でディジュール標準と呼ばれてきた。しかし、おもしろいことに、筆者がそのいずれにも属さないとしたオープン標準を、ITU-Tという国際組織が一種の「権威」を持って定義していることが興味深い。従って、ここでいうオープン標準は、オープン標準という言葉で定義されながら、イジュール標準の大前提を要素の一つとして持っている、大きな矛盾をはらんだ標準化の定義といわざるを得ない。しかし、この様に一蹴することは簡単であるが、後にこの2つのオープン標準の分離を試みるに当たり、ITU-Tが定めたオープン標準の定義について触れておきたい。

ITUのウェブサイトにおけるオープン標準の 定義は「Definition of "Open Standards"」とい う文章にまとめられている(URLは脚注の通り)。 定義の前置きとしてITU-Tは、彼等の言うオー プン標準の歴史は長いものの、近年のオープン標 準の様相が様々な異なる条件 (variety of different ways) の下、多様化したため、改めて、 このオープン標準を定義しなおしている、と宣言 している。ちなみに、この文章が策定されたのは 2005年の3月とされている。そして、オープン 標準の要素として主なものを以下の7項目に分類 しながら、しかし、オープン標準の定義はこれに 限定されない (but are not limited to) と付け加 えて、その影響範囲を後になっても、拡張可能な ものにしているのである。その7項目とは下記の 通りである。

Collaborative process

▶ 自主的に、また市場主導で標準化が策定 され、その過程はすべての利害関係者に 開かれなければならない。

Reasonably balanced

➤ 策定過程を特定の利害関係者が独占する ことが無い様にすること。

• Due process

▶ それぞれの利害関係者の意見を考慮し反映すること。

• Intellectual property rights (IPRs)

▶ オープン標準に関する知的所有権は、当該標準が無料であるか否かに関わらず、 世界中でそれが保たれる。また、オープン標準の利害関係者または関係者の交渉に標準化団体は関与しない。

• Quality and level of detail

▶ 様々な製品やサービスの競合する実装の 開発をするのに十分なレベルにあること が許容される。標準化のインターフェイ スは公開される場合もあるが、標準化団 体以外の組織によってコントロールされ る場合もある。

• Publicly available

▶ 説明可能な対価を支払うことで、実装または利用が容易にできる。オープン標準に関する文章は標準化団体が許可した場合にのみ第三者が閲覧可能である。

• On-going support

▶ 一定期間に渡ってサポートされる。

これらの7項目を見ても、2つのオープン標準、つまり、ここで述べている事実上のディジュール標準下でのオープン標準⁵⁾と、筆者が本論で述べようとしているオープン標準にはいくつかの大きな乖離が存在する。本項においては、この7項目に対して、その乖離について指摘しておきたい。

まず、1つ目の要素である、Collaborative processであるが、大方この要素に対しての大きな違いは無い。ただし、「市場主導(market driven)」という概念が挿入されており、これは、デファクト標準と混同される可能性がある。無論、オープン標準も経済原理に巻き込まれ構造化さることがあるが、しかし、本論のタイトルにもある、一技術決定の過程——においては、市場主導という概念は相容れないのである。次に2つめの要

素である、Reasonably balancedを見ていきたい。 これについては、ほぼ乖離がないものと思える。 技術の独占、あるいは、民主化された技術につい ては、多くの言説が存在するが、筆者の論ずる オープン標準の概念においても、その哲学的レベ ルにおいて、関係者による独占を排除することが 大前提となる。3つ目の要素である、Due process においても 2 つ目と同じである。詳しく は改めて後述することとするが、TCP/IPの技術 決定過程においても、多く意見がRFC(Request For Comments) という形で独占を排除する「手 段」で取り入れられ議論されてきた。非常に重要 なオープン標準の要素であるといえる。4つ目の 要素である、オープン標準の知的所有権であるが、 これが担保されるのは、その後の発展においても 極めて重要である。つまり標準化過程において、 仕事をしてきた関係者へのリスペクトという意味 においてである。しかし、一般的にいわれている、 営利特許と関係するような知的所有権は、筆者の 論ずるオープン標準と相容れない。つまり、一部 独占的な要素を取り入れるからである。また、標 準化の仕事に関わった関係者による、非独占的な 知的所有権のルール作りについては、筆者は前向 きな姿勢をとる。その意味において、標準化団体 がこれらの事柄に関与しないことを明記している ことは重要である。そして5つ目の要素である、 Quality and level of detailであるが、インター フェイスの公開の担保については、評価するが、 しかし、「標準化団体以外の組織によってコント ロールされる場合もある」という部分については、 大きな乖離がみられる。筆者の論ずるオープン標 準は、どんな場合においても、組織的な圧力やコ ントロールには反対しなくてはならないからであ る。あくまでもその標準化に非独占的に積極的に 関わっていく主体としての技術者などが、これら のルールを司らなくてはならないし、前述したと おり、そのルールも最小である必要があると考え る。6つ目の要素である、Publicly availableであ るが、文章の前半、後半共に乖離が存在する。前

半においては、「実装または利用が容易にできる」 点は何ら乖離がないものの、「説明可能な対価を 支払う (at a reasonable price) | という部分につ いては乖離がある。特に対価がなくとも実装や利 用が容易にできなければ、筆者が考えるオープン 標準とは言えないのである。次に文章の後半であ るが、ここにもディジュール標準的な一面が見て 取れる。つまり、権威としての標準化団体の許可 があってはじめてドキュメントを閲覧できるとし ている部分である。これは大きな乖離である。 オープン標準は決して権威の圧力やコントロール を受けてはならない。その意味でオープン標準に 関する文章は、誰でもいつでも、どこの許可もな く、これにアクセスできなければいけないと考え る。そして最後のOn-going supportであるが、 オープン標準であれば、「ベストエフォート」で これが担保されるべきと考える。これを「ベスト エフォート」ではなく「ギャランティ」としてし まうと、また、権威としての標準化団体の既得権 益が見え隠れしてしまう。そういう状態は避けな ければならないし、筆者が「2つのオープン標 準」から抜き出したい1つには、相容れないので ある。

4. ディジュール標準的なオープン標準

ここまで述べてきたように、ITU-Tで定義されているオープン標準は、その要素を簡単に読むだけで、標準化団体という「権威」にコントロールされていることが見え隠れするのである。つまりは、標準化団体の権威化を促すような文章がいくつか垣間見られると同時に、マーケットや経済原理への取り込みを容易にするような圧力も存在する。決して、"ビジネス"に貢献することにネガティブになっているわけではなく、むしろ、オープン標準が一種のビジネスに貢献することはポジティブに捉えなくてはならないが、しかし、それは結果としてビジネスに貢献し、経済原理に取り込まれたことが評価されるべきであり、技術

の決定過程における、標準化の議論で、最初から 知的所有権やマーケットについて規定するもので は無いと思うのである。従って、やはり、ITU の様な国際団体下でオープン標準を議論するのは、 極めて難しいのであって、それは必ず、組織の既 得権益をつくりあげる結果に終わってしまうと考 える。従って、この手のオープン標準は、小細工 なしに、ディジュール標準として扱えばよいので あって、現在の情報産業の状況を横目で見ながら、 無理やり「ディジュール標準的なオープン標準」 を「再定義」する必要は、全く無いのである。逆 に言えば、デファクト標準がそうであるように、 権威的な標準化団体とは全く無関係のところで、 ――民主的自然発生的に――標準化が行われるの が、本来のオープン標準でないといけないと考え るのである。これがこの議論の出発点である。

5. 民主的自然発生的なオープン標準とは何か

前項で、「民主的自然発生的」という言葉を用いたが、そういう様に形作られてきたオープン標準とは一体どんなものなのであろうか。本項では、TCP/IPの歴史を例にとって、考えてみたいと思う。

周知の通り、TCP/IPの原型であるパケット通信の研究は、1950年代後半、つまり冷戦時代の米国で軍事技術の開発をベースに始まっている。(高柳:2010a)詳細については、多くの研究の蓄積があるため、ここで述べることは避けるが、ARPA(Advanced Research Project Agency)が、次世代を担う、「戦争に強い」通信方式として、パケット通信の研究を打診したことからはじまる。重要なのは、ここでの技術決定の過程と方法論である。そもそも、軍事技術であれば、相手方に悟られぬよう厚いセキュリティの中で行われると考えるのが普通であるが、ARPAはその技術決定の過程を公開(オープンな状況)したのである。これが、後に言われる、RFP/RFC方式で

あって、未だに脈々と続く、インターネット (オープンソース・テクノロジー) の基礎である。 この考え方は前述した、ITU-Tで定義されてい るオープン標準の要素の一つとなっているが、改 めて説明すると、プロジェクトの中心となった人 物が物事を提案し議事進行をすると、それに対し 多くのコメントを受け付けることになる。ここで、 自由闊達な議論がされ、最終的に民主的に技術が 決定されて行く過程である。時は冷戦時代である。 まだ、パーソナルコンピューターなど無い時代で、 コンピューターつとっても、権力の中枢や一部の 大きな研究機関にしかなかった時代である。こう いう権威に対して、反対運動をおこしたのが、西 海岸のハッカー文化である。闇雲に権力に対抗す るのではなく、哲学をもったハッカー達が、コン ピュータの大衆化を計ったのもこの時代である。 古瀬の言う、当時の西海岸のハッカー達は、イ ヴァン・イリイチを聖書の様に読んでいた (廣 瀬・古瀬:1996他)という分析が象徴的である。 こうした哲学をもった反体制運動により、権威か ら解放される力に乗ったのが、RFP/RFC方式の ような技術の決定過程である。しかし、元はとい えば、ARPA主導で行われていた軍事技術の開 発である。しかし、当時の技術官僚(テクノク ラート) たちは、社会のそうした「風潮」を良く 理解していたとしか言いようが無い。なにせ、軍 事機密に近い情報を、オープンに議論させる方向 に舵を切ったのであるから。無論、この動きは米 国国内だけには収まらず、米国を中心とした世界 各国からコメントが寄せられた。確かに、事の出 だしは「冷戦」という政治的事案だったかもしれ ないが、しかし、一度オープンになってしまうと、 この流れは誰にも止められないし、止めるものも いなかった。多くのプロポーザルが出され、それ に対して、多くのコメントが寄せられ、議論され たのである。当時のカウンターカルチャーの中で、 自由に、オープンに、そして誰もが権威に縛られ ず平等に技術の決定過程に参加していく、特に、 ここで力を発揮したのは、一流の研究者でも、技

術者でもなく、「中間層」と呼ばれた(水越:1996)、技術には詳しいが、大きな研究機関等には属していない、「普通」の個人の存在である。これは先行研究において「エリートと草の根の合流」(廣瀬・古瀬:1996)とも表現されている。いずれにせよ、こういった「中間層」が議論に加わることで、密室でクローズな状況でプロジェクトを進めるよりも何倍も早く、何倍も柔軟に技術決定の過程を運用することに成功したのである。これが、民主的自然発生的なオープン標準の決定過程である。

6. 民主的自然発生的なオープン標準への僅かな疑念

ここまで、ディジュール標準的なオープン標準 を一定程度批判した上で、本来のオープン標準と はどういうものを指すかを、パケット通信の歴史 を紐解きながら説明してきた。しかし、本当に民 主的自然発生的なオープン標準というのは存在す るのだろうか。一抹の疑念が生じるのである。例 えば「インターネットは価値中立的なシステムな どではない。歴史上存在したあらゆる情報テクノ ロジーは、天使のような心をもつ科学技術者たち が社会と隔絶した地点で生み出したものではなく、 国家や資本といった社会権力との関係性において 生成展開してきた(中略)インターネットを支え る TCP/IP というプロトコルが事実上の技術標準 となる背景には、東西冷戦構造崩壊後のアメリカ の情報産業と連邦政府の巨大な政治力があった」 (水越:1999) という指摘に対して批判の手立て はない。つまり、パケット通信の技術決定の過程 においても、繰り返しになるが、その発生が政治 的事案であったことは疑いもない。しかし、これ に対しては、政治的事案であっても、「自然発生 的」であると言えなくもなく、むしろ、そういっ た社会情勢の中で技術的「キック」が生まれるこ とは間違えない。しかし、パケット通信の議論を オープンで行うか、あるいは、その正反対のク

ローズで行うか、という決断をしたのは、時のテ クノクラートである。従って、ルール作りの初期 において、自然発生的にオープンな環境を用意し たかのように「見せかけた」のがテクノクラート であったという見方もできなくはない。これは、 本論で展開する「純粋」なオープン標準を揺るが す事実であり、僅かな疑念に繋がるのである。つ まり、西海岸のカウンターカルチャーを上手く利 用したテクノクラートがオープンな議論の場を意 図的に提供することで、密室で行う研究よりもス ピードも品質も格段に良いものができあがる要素 を揃えたという見方である。こうした見方を確定 させてしまうと、本論で試みている「純粋」な オープン標準は、先に説明したディジュール標準 とあまり大きな違いを見ないものとなってしまう のである。しかし、プールはこの様な中間的な オープン標準の生成の過程を「柔らかなテクノロ ジー決定論」(プール:1988) と呼び、認めてい る。もしプールの概念を援用するとなると、ディ ジュール標準的なオープン標準と、理想とする オープン標準の中間に位置するオープン標準とい う考え方もできなくはない。しかし、それは、前 述してきたように、かなりディジュール標準的な 要素を色濃く残してしまうことになり、これでは 本論の試みは中途半端なものとなってしまう。更 に悪いことには、TCP/IPの歴史において、アル バート・ゴア・ジュニアという政治家が後になっ て、これを利用するのである。詳細は、先行研究 (高柳:2010a他) に任せるが、情報通信網を米 国内中に走らせ、国内を繋ぐことに奔走した政治 家である。この試みはNII(National Information Infrastructure)と呼ばれ、政争の具となるが、 しかし、これによって米国内が情報ネットワーク で繋がったことにより、多くの国民が多大なる恩 恵を受けたことも事実である。次にこのNIIは GII (Global Information Infrastructure) へと拡 張し、全世界をこの政治家が繋ぐことになる(浜 野:1995)。この根本技術は、パケット通信であ り、本来、純粋なオープン標準の決定過程を経て

作られたものである。

7. トップダウンとリーダーシップの違い

しかし、ゴアが推進したからといって、それが トップダウン的な、あるいは権威的なものであっ て、ディジュール標準に極めて近いものであると 言うのは、少々お粗末な分析である。つまり、ゴ アは政治家であり、すでにそこにあった、オープ ンなネットワーク技術を使って、国民の期待に応 えるのが、民主主義の下の政治家の仕事であるか らだ。つまり、政治家が政争の具としたからと いって、それがそのまま、トップダウンであると は到底言いがたい。政治家は決してトップダウン ではなく、民主主義国家においては、リーダー シップを発揮することにより理想を実現するのが その仕事の一つであることは言うまでもない。 従って、官僚がオープンな議論を促し、それを民 間が中間層を巻き込んで繋ぎ、育て、そして、最 後に、情報技術に詳しい政治家が強いリーダー シップをもって、これをGIIとして成熟させる、 という一連の流れは、決して、筆者が反対してい るような、ITU-Tの下で作られるオープン標準 の要素と同義とは言えないのである。例えば、ゴ アは、副大統領に就任した後の1993年12月21 日の午後1時(東部標準時)、ワシントンDCの ナショナル・プレスクラブで行われた演説60の中 でNII構想を発表するのであるが、その5本柱を 明確に打ち出している。つまり、

- 1. 民間投資を推奨する
- 2. 競争を促進し、維持する
- 3. ネットワークへの自由なアクセスを保障 する
- 4. 情報社会で「持てる者」と「持たざる者」 の区別を無くす
- 5. 政府は柔軟な対応を心がける

というものである。この機軸を見る限り、

ITU-Tがオープン標準を定義した要素よりもはるかに、権威の関与が少なく感じられると同時に、官僚が打ち立てるプロポーザルと政治家が打ち立てるプロポーザルの差異がはっきりと見受けられるのである。一方で、ゴアは、パケット通信の歴史の初期において、官僚が密室ではない、オープンな議論の場を作ったことを「正」と判断し、5本柱の中に「政府は柔軟な対応を心がける」という一文を設けているのである。ここまで説明してきたように、純粋なオープン標準は、プールが提案した「柔らかな技術決定論」に落ち着くことなく、独立できるのではないかという、かすかな希望が沸いてくるのである。

8. 自由という政策

純粋なオープン標準は「政策」という概念を嫌 い、ただひたすら、自由でオープンなことを好む。 しかし、この自由という概念もまた、果たして手 放しでオープン標準の要素として良いのか検討を 必要とする。つまりプールは「自由という政策」 という概念を持ち出し、自由もまた一定の制限が 設けられている、と指摘しているのである。確か に、パケット通信の技術決定の過程において、自 由は謳歌され、西海岸のカウンターカルチャーに のって、ハッカー文化との合流も果たした。しか し、パケット通信、ひいては、それを根源とする 技術のTCP/IPの技術決定過程において、多く参 加した研究者や中間層については、結果として何 も触れられていないのである。つまり、彼等は 「自由」の代名詞としてしか取り扱われていない。 功績はすべて、ゴアという政治家にあり、米国と いう国家に属したのである。米国はGIIにより、 自らの「自由という政策 | を世界に適応させてみ せた。「自由という政策」の強みは、その政策が 自由であるということだ。自由である以上、民主 国家の多くはこれに反対することはできない。同 時に自由「が」政策であるということは、GIIが 適応された国々に重くのしかかってくる。つまり、

「自由という政策」によって、責任の所在は、「あ やふや」にされ、その利益はすべて米国に還元さ れるのではないかという疑念を抱かざるを得ない。 実際に、それから10数年の間に、米国は、この 技術の上(つまり、それはインターネットのこと であるが)に沢山のアプリケーションやビジネス モデルの「植樹」に成功させ、それを Nasdag と いう金融のバックアップで支援した。その結果、 どうだろう。世界の名だたるIT企業はその時価 総額から判断して、米国以外の国からは、ほとん どと言っていいほど出ていないのである。これは 「政策」の成功以外のなにものでもない。良く考 えてみて欲しい。NIIを構想した時のゴアは米国 国内の利益を追求するためにリーダーシップを発 揮したことは間違え無い。しかし、GIIを構想し た時、世界の利益を貪欲に追求する姿勢があった のだろうか。ITUでゴアがGIIについて世界各地 で語った基調講演を追ってみると、だいたい議長 国がGIIの「押し付け」について反対する分脈が 声明文の中に含まれている。つまり、その時点で は、アメリカなるものの自国への拡張や適応を 嫌ったのである。しかし、「自由という政策」は これにも打ち勝つ力を持っている。結局各国とも、 オープンに議論されてきたテクノロジーを拒否す るまでの論拠には至らず、結果として導入するこ とになるのである(高柳:2010a)。結果は周知の 通り、米国の「一人勝ち」の様相を呈している。 また、「自由という政策」としてのインターネッ トが一般化するにつれ、「オープンソース」の概 念はその遠心力で外縁にまで広がり、アプリケー ションの構築、つまりは、プログラムを書いて サービスを提供する、という一連の出来事は、特 殊なことではなくなった。つまり、「チープ革命」 (梅田:2006) がおこり、先人達のオープンへの こだわりは、一気に花開くのである。誰もが、ア クセス可能で、誰もがカスタマイズ可能で、誰も がリリース可能なインフラとプログラムが一般化 し、そして、経済構造の中に取り入れられた。無 論、ITU-T下で策定されたオープン標準の要素

にも、筆者が本論で2つのオープン標準から抜き 出そうとしているオープン標準にも共通する、知 的所有権のようなものは、最適化され、社会への 貢献度によっては無償提供されたり、あるいはあ る一定の利益を得る場合は有償化されたりと、非 常に合理的で自由なものに変貌を遂げている。こ の現状を客観的に分析すれば、TCP/IPの標準化 の技術決定過程は、ITU-Tが再定義したオープ ン標準とは異なる「純粋」なオープン標準といっ ても良いのではないかと考えるのである。では、 なぜ、米国だけが経済的にも政治的にも潤った 「元凶」であるオープン標準が「純粋」と言い切 れるかについては、やはり、60年代から80年代 初頭までの西海岸でのカウンターカルチャーに 乗った、反体制の一種の技術的な自由主義という 哲学のもとに展開された、オープン標準であった からではないだろうか。この時、この技術決定過 程に関わった中間層たる技術者たちは、後に、 ITU-Tがオープン標準を半ば慌てて定義しよう としたことなど、自分達の仕事の達成感において は、もはやどうでも良いことなのである。その時 点で、パケット通信、ひいては、インターネット たるTCP/IPの標準化は、類型するならば、純粋 なオープン標準、つまり、ディジュール標準でも、 デファクト標準でも、ディジュール標準的なオー プン標準でも無い事は明らかではないだろうか。

9. ウェブサービスの生態系

さらに付け加えるならば、水越伸が提唱する『メディア・ビオトープ』(水越:2005)を、先行研究の一つとし、現代のウェブサービスの生態系について書いた筆者の研究ノート(高柳:2013)では、この生態系をウェブエコシステムと呼び、WEB2.0時代の「マッシュアップとAPI公開のブーム」について触れている。インターネット以前の世界であれば、企業が施錠をしてでも守り抜いた「企業資産」を、いとも簡単にAPI経由で大公開する時代が訪れたのである。それぞれのデー

タベースにはAPIを通じていとも簡単に個人単位 でもアクセス可能で、これにより、多くの有名、 無名な新たなサービスが誕生したことは改めて書 く必要もないであろう。APIを公開する側にもメ リットがあり、これを筆者は、生態学の基本に忠 実に「相(双)利共生関係 にあると示したが、 この現象は、ビッグデータともいえる大きなデー タベースを持った、いわば「権威」側が積極的に その生態系を維持するために、情報を公開した結 果である。今までの、オープン標準の議論で言え ば、どちらかというと、トップダウンの標準化で はあるものの、民間レベルで、個人や中間層を巻 き込んで、アクセス可能な範囲が広がり、自由闊 達なインターネット空間が生まれたことは、一般 ユーザーにとっても、とてつもない利益に繋がっ たのである。従って、ウェブサービスの生態系の 立場から見てみても、結果、爆発的にインター ネットが利用される機会に「恵まれた」世界にお いて、一種の恣意性をどこかに感じながらも、純 粋なオープン標準の標準化が成された結果であろ うと思うのである。筆者はこの研究ノートの最後 にこう記して終わっている。少々突拍子も無い提 案であるが再度確認したいので再掲する。

自然界の生態系とウェブサービスの生態系が、前者は有機的に、後者は無機的に展開されるのではなく、「両社共に」有機的に展開されているのではないか、という示唆を与えることにある。特に後者においては、少なくても人間の手でつくられた技術の上で、人間然性も手伝って、有機的と言える段階まで発展しているように思える。さらに(中略)インターネットの歴史を紐解くと、オープンソースの精神やハッカー精神に代表される、人々の「欲」とは無関係な、純粋でオープンな技術の結晶が現在のインターネットを司っているという言説がある。これらの要素が交じり合ってできた生態系は果たして「人工

物」であろうか。この議論には賛否はあるだろうが、しかし、筆者はあえて、偶然性を考慮すると尚、有機的に形作られた生態系がそこに生息していて、これから先も、この生態系は維持され、さらに拡大されるのではないかと考えるのである。(高柳:2013)

つまり、オープン標準の標準化が実行された結果(それはもちろん、ITU-Tが再定義したオープン標準ではなく、「純粋」なオープン標準を指すが)、そこには、「権威」となる中心的な組織や権力は存在せず、無機的なルールとは無関係に、有機的に自然(自由ではなく、「nature」の意味に近い自然を言う)発生的な経済圏や社会が生まれたのである。この結果を導いたのは、他でもない、オープン標準の標準化の過程であると言えるのではないだろうか。

10. 結び

さて、本論には、4つの標準とその標準化が記 された。即ち、二項対立モデルとしてのディ ジュール標準とデファクト標準である。この定義 と要素については前述した通りであり、多くの先 行研究と市場原理の結果が導き出している通りな ので、これ以上は深追いしない。そして、2つの オープン標準である。1つは、ITU-Tの下、再定 義された、オープン標準(ディジュール標準的 オープン標準とも書いた)であり、もう一つの オープン標準は、筆者が本論で述べてきた「純 粋」なオープン標準のことである。この4つの標 準の中において、特に、後半の「オープン標準」 は、2つのオープン標準があることを指摘し、そ して、その「分離」を試みてきたのが本論で主軸 である。しかし、よく考えてみれば、2005年に、 ITU-Tがオープン標準を「半ば慌てて」再定義 しなければ、こんな論考をする必要はなかった。 オープン標準は、「権威」が定義した標準化の1 つとして数えられなく、歴史の事実として、ふわ ふわと、当たり前のごとく浮遊していただろう。 なぜ、ITUがオープン標準を定義しようと考え たかの真意については、本論で追及してこなかっ たが、少なくとも、官僚的な国際機関が標準化の 一種として分類したかったという安易な動機が伺 える。しかし、私がそのオープン標準と分離を試 みてきた「純粋」なオープン標準は、その名称を 何と呼ばれようと、あるいは、何かに分類されよ うと、動じない哲学的背景と歴史的背景を持ち合 わせた毅然としたものであったことは改めて述べ ておきたい。すなわち、筆者のような若輩が、改 めて「分離」などという大それた、あるいは、恐 縮に値する言説を立ち上げなくとも、存在してい た事実なのである。しかし、官僚制の性であろう か、これを既知のものとして、権威に取り込もう としたことに対する、大いなる反発が、本論を改 めて書いた動機なのである。果たして、綺麗に 「分離」し、分類できたかと言えば、筆者の力不 足は否めないが、しかし、パケット通信の技術決 定過程において存在した「出来事」が、哲学を もった「人間じみた」ものであり、それが、後の 情報社会、情報産業における技術決定過程の民主 化に大きく貢献したという途方も無い歴史のうね りの中心に「純粋」なオープン標準という類型が あったことは、紛れも無い事実なのではないだろ うか。

注

- 1) 詳しくは、ITUのウェブサイトにおける "Definition of "Open Standards" を参照。(http://www.itu.int/en/ITU-T/ipr/Pages/open.aspx)
- 2) 例えば、デファクト標準に関しては、「デファクト標準」と「デファクト・スタンダード」と言い方が異なるが、同じものを意味することとし、本論では「スタンダード」を「標準」として記すこととする。
- 3)「デファクト標準」と「ディジュール標準」。
- 4)「オープン標準」を指す。
- 5) ITUという「権威」のもとで宣言されるオープン

標準を指す。

6) 政治家、アルバート・ゴア・ジュニアの研究者間では、このスピーチは「クリスマス・スピーチ」と呼ばれている。

参考文献

- 橋本毅彦, 2013, 『「ものづくり」の科学史――世界を 変えた《標準革命》』, 講談社学術文庫
- 小川紘一,2009,『国際標準化と事業戦略――日本型イノベーションとしての標準化ビジネスモデル』,白 桃書房
- 原田節雄, 2010, 『国際ビジネス勝利の方程式――「標準化」と「知財」が御社を救う』, 朝日新書
- 原田節雄,2008,『世界市場を制覇する国際標準化戦略 ――二十一世紀のビジネススタンダード』,東京電 気大学出版局
- 山田肇, 2007, 『標準化戦争への理論武装』, 税務経理 協会
- 高柳寛樹,2010a,『メディア産業における根幹技術の 決定・採用過程と、それに働く「文化装置」に関 する一考――テレビとインターネットの事例を中 心に――』,立教大学社会学部・応用社会学研究 No.52
- 小川 (西秋) 葉子・川崎賢一・佐野麻由子, 高柳寛樹 (分担執筆), 2010b, 『<グローバル化>の社会学 ——循環するメディアと生命』, 恒星社厚生閣
- 伊藤陽一, 浅野智彦, 赤堀三郎, 浜日出夫, 高田義久, 栗谷佳司, 2013, 『グローバル・コミュニケーション――キーワードで読み解く生命・文化・社会』, ミネルヴァ書房
- 高柳寛樹, 2013, 『ウェブサービスの生態系―― "ウェブエコシステム"の分析に関する一考察――』, 立教大学社会学部・応用社会学研究No.55
- 水越伸, 2005, 『メディア・ビオトープ』, 紀伊国屋書店
- 濱野智史,2008,『アーキテクチャの生態系――情報環境はいかに設計されてきたか』,NTT出版
- 梅田望夫,2006,『ウェブ進化論――本当の大変化はこれから始まる』、ちくま新書

古瀬幸広,廣瀬克哉,1996,『インターネットが変える 世界』,岩波新書

水越伸, 1996, 『20 世紀のメディア<1>――エレクト リック・メディアの近代』, ジャストシステム

水越伸, 1999, 『デジタル・メディア社会』, 岩波書店 吉見俊哉, 若林幹夫, 水越伸, 1992, 『メディアとして の電話』, 弘文堂

吉見俊哉, 1994, 『メディア時代の文化社会学』, 新曜 社

イシエル・デ・ソラ・プール, 1988, 『自由のためのテクノロジー――ニューメディアと表現の自由』, 東京大学出版会

公文俊平, 1996, 『ネティズンの時代』, NTT出版

浜野保樹, 1994, 『情報スーパーハイウェイ』, 電通

浜野保樹, 1995, 『世界情報基盤』, BNN

浜野保樹, 1995, 『GII世界情報基盤』, BNN